

国民の公正な裁判を受ける権利を奪い、警察権限を拡大しプライバシーを侵害する 「刑事司法 I T 化法案」に反対し、撤回を求める声明

2025 年 4 月 26 日
日本国民救援会
会長 伊賀カズミ

石破内閣は、刑事司法手続きの I T 化法案（情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案）を国会に提出し、今国会での成立を急いでいる。これは、裁判の公開原則を狭めるだけでなく、警察権限を拡大し、国民のプライバシーを侵害するものである。私たちはこの法案に強く反対し、その撤回を求める。

この法案は、“裁判書類のデータ送受信化”、勾留質問などを含む“裁判手続きのオンライン化”によって国民に対する裁判の公開原則を狭めるとともに、被疑者・弁護人の防御権・弁護権の保障を侵し、令状の電子化など捜査活動の拡大、刑事訴訟の効率化を図るものである。証拠のデータでの送受信では、かつての愛知・大須事件、京都・長生園不明金事件、直近の東京・乳腺外科医師えん罪事件など、紙媒体の証拠の閲覧によって証拠の改ざんを暴くことなどは不可能となる。証拠のデータ送受信化にあたっては、例外なく紙媒体の証拠原本を閲覧する機会を保障することを明記すべきである。

とりわけ、新たに創設される「電磁的記録提出命令」は、犯罪と無関係な国民の情報や秘密として保護されるべき情報が、本人の知らないところで捜査機関に収集・集積される。

そもそも刑事手続きは、国家権力による基本的人権が侵害されないよう制度設計すべきことが大原則である。政府や国会が喫緊に求められていることは、袴田事件や大川原化工機事件の教訓に学び、警察が住民運動を監視し続けて個人情報収集・集積・情報提供が違憲・違法とされた岐阜・大垣警察市民監視違憲訴訟の名古屋高裁判決を踏まえ、自白偏重や人質司法を終わらせ、冤罪を生まない刑事司法と再審法の改正、そして警察による国民のプライバシー侵害を防ぐ法制度の整備である。

以上のとおり、日本国民救援会は、警察権限が拡大する一方、被疑者・被告人の権利が保障されず、弁護権の保障や公正な裁判を受ける権利さえも奪われかねない本法案に反対する。裁判の公開原則を軽視するとともに、国民の個人情報を恣意的に収集することに道を開く「刑事司法手続きの I T 化」は到底容認できない。私たちは、その撤回を強く求めるものである。